

高度公益機能森林の区域の指定（案）について

1 海岸防災林の高度公益機能森林について

【指定理由】

- (1) 海岸防災林区域の指定を大字名に変更するもの（朱書き）
 - ・現在、森林計画等を現況に合わせ、林小班の補正や変更等を行う適正化業務を県で実施しており、当面の間、林小班の表記が流動的であることから、事業の実施に支障が生じないように、変更する。
- (2) 震災復旧により新たに造成された海岸防災林を指定するもの（凡例： ）
 - ・保安林として指定されており、マツ林の機能の維持・向上を図るため。
- (3) 地区保全森林として指定している海岸防災林を高度公益機能森林へ編入するもの（凡例： ）
 - ・県による一体的な管理により円滑な事業推進を図るため、市町村で管理している地区保全森林の指定を解除し、当該森林に編入する。

【指定箇所（海岸防災林）】

変 更 後				変 更 前			
所 在 地		区 域	面積 (ha)	所 在 地		区 域	面積 (ha)
市町村名	旧市町村名			市町村名	旧市町村名		
仙台市	宮城野区	宮城野区蒲生 宮城野区岡田	92.13	仙台市	宮城野区	13林班 イ1・イ1-1・イ1-2・イ2・イ3・イ3-2・イ3-3・イ3-4・イ3-5・ イ3-6・イ4・イ5・イ6・イ7・イ8・イ9・イ10・オ1・ハ1・ハ1-1・ ハ1-2・ハ2・ハ3・ニ1・ニ1-1・ホ1・ホ1-1・ホ1-2・ホ1-3・ ホ1-4・ホ2・ホ4・ヘ1・ト1・ト2・チ1・チ4	36.52
仙台市	若林区	若林区荒浜 若林区井土	12.04	仙台市	若林区	1林班 ニ1・ニ2・ニ2-2・ヌ4・ヌ5・ヲ1・ヲ2・ヲ3・ヲ4・ヲ5・ヲ6・ヲ7・ヲ8・ヲ9 2林班 ニ1・ニ2・ニ3・ニ4・ニ5・ニ6・ニ7・ニ8・ニ9・ニ10・ニ11・ニ12・ニ13・ ニ14・ニ15・ニ16・ニ17・ニ18・ニ20	9.54
名取市		下増田	58.63	名取市		66林班 イ1・オ1・オ1-1・オ1-2・オ2・オ2-2・オ3・オ4・オ5・ハ1・ハ2・ハ3・ ニ1・ホ1・ヘ1・ヘ1-1・ヘ1-2・ヘ1-3・チ1・リ1・リ1-1・リ1-2・リ2・ ヌ2・ヌ3・ヌ4・ヌ5・ヌ6・ル1・ル1-1・ル2・ル3・ル4・ル5・ル6・ル7・ ル8・ル9・ル10・ル11・ル12・ル13・ル14・ル16・ル17・ル18・ ル19・ル20・ル21・ル22・ル23・ル24・ル25・ル26・ル27・ル28・ ル29・ル30・ル31・ル32・ル33・ル34・ル35・ル36・ル37・ル38・ ル39・ル40・ル41・ル42 69林班 イ2・イ7・イ7-1・イ7-2・イ8・イ9・イ9-1・イ11・イ11-1・ イ11-2・イ11-3・イ12・イ13・ハ1・ハ1-1・ハ2・ハ2-1・ハ3・ハ4	58.63
岩沼市		寺島 早股 押分 下野郷	134.85	岩沼市		31林班 イ1・イ2・イ3・イ4・イ5・イ8・イ12・オ1・オ2・オ4・オ5・オ6・オ7 32林班 イ1・イ2・イ3・イ4・オ10・オ11・オ12・オ13・オ14・オ15・オ16・ オ17・オ27・オ27-3・オ27-4・オ30・オ31・オ32・オ33・オ34・ オ35・オ36・オ37・ハ1・ハ2・ハ3・ハ4・ハ5・ニ1・ニ2・ニ3・ニ4・ニ7 ・ニ8・ニ9・ニ10・ニ11・ニ17-1・ニ18-1・ニ18-2 33林班 イ18・イ19・イ20・イ21・イ23・イ24・イ25-1・イ26・イ27・イ27-2 ・イ29・イ30・イ30-2	134.85
亶理町		吉田	78.92	亶理町		31林班 イ1・イ2・イ2-1・イ3・オ1・オ2・オ3・オ3-1・オ3-2・オ5・ハ1・ハ2・ ハ2-1・ハ3・ハ3-1・ハ4・ホ1・ホ1-1・ホ1-2 32林班 イ1-2・イ2・イ3・イ4・イ5・イ6・イ7・イ8・イ9・イ10・イ11・イ12・ イ13・イ15・イ16・イ17・イ20-1	78.92

変 更 後				変 更 前			
所 在 地		区 域	面積 (ha)	所 在 地		区 域	面積 (ha)
市町村名	旧市町村名			市町村名	旧市町村名		
山元町		山寺 高瀬 坂元	118.44	山元町		33林班 イ1・イ2・Q2・Q2-1・Q3・Q4・Q4-1・A1・A2・A2-1・A5・A6・ A6-1・A7・A7-1・A8・A9・A10・A11・A11-1・A12・A13 ・A14・ホ1・ホ2・ホ4・ホ5-1・ホ5-2・ホ6・ホ7・ホ8・ホ9・ホ10・ ホ11・ト3・ト4・ト5・ト7・ト7-1・ト7-2・ト7-3・ト7-4・ト7-5・ト8・ ト8-1・ト10・ト10-1・ト10-2・ト10-3・ト12・ト13・ト13-1・チ1・ チ2・チ2-1・チ2-2・チ3・チ3-1・チ4 66林班 ニ43 67林班 イ1・イ1-1・イ1-4・イ2・イ2-1・イ2-2・Q2・Q3・Q4・Q5・A1・ A2・A3・A4・A5・A6・A7・A8・A9・A10・A11・A12・A13・ A13-1・A14・A15・A16・A17・A18・A19・A20・A21・ A22・A23・A24・ニ1・ニ2・ニ2-1・ニ2-3・ニ3・ニ4・ニ5・ホ1・ ホ2・ホ4・ホ5	118.44
七ヶ浜町		12林班 ニ1・ニ2 13林班 ル5-1・子2・子3・子4・子5・子 6・子7・子8・子9・リ3・リ4・リ5・ リ6・リ7・リ8・又3・又4	3.14	七ヶ浜町		13林班 ル4・ル5・Q19	0.15
東松島市	鳴瀬町	牛網 野蒜	45.99	東松島市	鳴瀬町	16林班 イ7・Q2・Q2-1・Q2-2・Q2-3・Q2-4・Q2-5・Q2-8・Q2-9・ Q2-10・Q2-11・Q2-12・Q2-13・Q4・Q8・Q9・Q13・Q14・ 60林班 イ1・イ2・イ3・イ3-1・Q1・Q1-1・Q2・Q2-1・Q2-2・Q2-6・ Q2-7・Q3・Q3-1・Q4・Q4-1・Q4-2・Q5・Q5-4・Q5-5・ Q5-9・Q5-10・Q5-11・Q5-12・Q5-13・Q5-14・Q5-15 ・Q5-16・Q6-1・Q6-3・Q6-5・Q8・Q9	45.99
東松島市	矢本町	大曲	17.85	東松島市	矢本町	21林班 ニ1・ニ1-1・ニ1-4・ニ2・ニ3・ニ4・ニ5・ニ6・ニ7・ニ8・ニ9・ホ1・ ホ2	17.85
石巻市	河北町	長面	2.87	石巻市	河北町	-	-
石巻市	牡鹿町	十八成浜 鮫浦	0.41	石巻市	牡鹿町	3林班 ニ34	0.41
気仙沼市	気仙沼市	外畑・廻館 長崎・中山 松崎尾崎・岩月干岩田 波路上岩井崎 明戸・崎野 波路上杉ノ下 波路上向田 波路上向原 波路上野田 波路上内沼	22.41	気仙沼市	気仙沼市	128林班 イ1・イ20・イ20-1・A17・A18・A21・A22・A23・A24・ニ1・ ニ2・ニ4・ニ5・ニ6・ニ7・ニ8・ニ10・ニ12・ニ12-1・ニ12-2・ニ13・ ニ14・ニ39 176林班 イ11・Q25-1・Q27・ニ36	3.82
気仙沼市	本吉町	本吉町沖の田 本吉町大谷 本吉町中島 本吉町下宿	3.24	気仙沼市	本吉町	-	-
南三陸町	歌津町	歌津板橋 歌津長柴	0.33	南三陸町	歌津町	-	-
南三陸町	志津川町	戸倉坂本	0.30	南三陸町	志津川町	-	-
合計			591.55 (+86.43)	合計			505.12

※七ヶ浜町においては、適正化業務による森林簿の整備が整っているため、林小班表記で指定します。





2 高度公益機能森林の指定について

【指定理由】

農林水産大臣命令の区域を追加するもの。

・当該林小班（計画図：赤色着色）は気仙沼市の観光地である「九九鳴浜」に近接するマツ林である。農林水産大臣から命令を受け防除事業を実施している区域にも隣接しており、当該箇所を含めた一体的な防除により、松くい虫被害拡大防止の効果を高めることで景観保全等を図るため指定するもの。

【指定箇所：気仙沼市（唐桑町西舞根）】

4 2 林班口 1 2 - 1	(2.37ha うち松林面積 2.37ha)
4 2 林班ハ 1 3 - 2	(0.01ha うち松林面積 0.01ha)
4 2 林班ハ 1 3 - 3	(0.13ha うち松林面積 0.13ha)
4 2 林班ハ 1 4 - 1	(0.08ha うち松林面積 0.08ha)
4 2 林班ハ 1 4 - 2	(0.02ha うち松林面積 0.02ha)
4 2 林班ハ 1 4 - 3	(0.02ha うち松林面積 0.02ha)
4 2 林班ト 2 - 1	(0.04ha うち松林面積 0.04ha)
4 2 林班ト 4 - 3	(0.08ha うち松林面積 0.08ha)
4 2 林班チ 3 - 1	(0.05ha うち松林面積 0.05ha)
4 2 林班チ 4 - 1	(0.07ha うち松林面積 0.07ha)
4 2 林班チ 7 - 1	(0.47ha うち松林面積 0.47ha)

計 3.34ha



